

## 第10章 鎌倉市環境基本計画の推進体制

環境共生都市の創造に向けて、環境基本計画に掲げられた施策を市民、事業者、滞在者、市が協働して推進していく必要があります。このため、次の体制が整備されています。

### ●鎌倉市環境施策推進協議会

＜環境政策課＞

鎌倉市環境基本条例第18条第1項に基づき、市の環境保全施策推進のための全庁的な体制として「鎌倉市環境施策推進協議会」が組織されています。この協議会は、副市長を会長とし、教育長、全部署等で構成され、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、鎌倉市役所エコアクション21などの環境保全施策を推進しています。

### ●かまくら環境保全推進会議

＜環境政策課＞

鎌倉市環境基本条例第18条第2項に基づき、市・市民・市民団体・事業者等が協働するための体制として「かまくら環境保全推進会議」が組織されています。この会議は、環境基本計画や環境保全行動指針に基づき市民、事業者、市が協働して、環境保全施策を積極的に推進するための組織で、平成9年8月1日に設置されました。平成29年度は市民5名、環境保全団体の代表2名、事業者3名の計10名の委員で構成されています。